

令和５年度高畠町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

高畠町は、山形県の南部に位置し、全耕地面積に占める主食用米面積の割合が約６０％で、転作作物では飼料作物、大豆、そばの面積が多い。しかしながら、基盤整備率は５０％未満と整備が進んでいないため、土地利用型農業の生産性向上等を図るうえで、整備をより一層進めていく必要がある。

一方、農家の高齢化等に伴い、農家戸数は減少傾向にあり、不作付地及び耕作放棄地が増加していることから、担い手の育成や不作付地等の有効活用が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

近年主食用米の需要が減少する中で、将来を見据え、加工用米・新市場開拓用米等の生産拡大、転換作物等の生産を拡大する必要がある。

特に重点品目として「大豆」、「そば」、「えだまめ」、「啓翁桜」、「アスパラガス」を位置づけ、排水対策や作業の効率化を図るための団地化等を推進しながら、収量の安定及び品質の向上に努め、作付面積や生産量の増加を図る。

変化する気候に対応できるようほ場に応じた作物の選択、排水対策を実施し、収益性の向上を図る。また、農地の集約を行い、団地化を拡大することにより、作業効率の向上、生産性の向上を目指す。機械等の共同購入・共同作業を検討する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等の点検を行い、点検結果を踏まえ、畑地化支援を検討する。

担い手への栽培技術や経営方法等の指導を行うことで育成を図り、また、基盤整備や農地の集約化を推進するとともに、水稻のほか、野菜や果樹などの転換作物の作付による複合化を行うことで、水田の有効活用を目指す。

ブロックローテーションの取組については、水稻共済細目書の点検の結果、一部ほ場でしか行われておらず、農業者への聞き取りの結果もあり、高畠町では極めて困難と思われるが、可能性について検討していく。

4 作物ごとの取組方針等

(１) 主食用米

前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、需要に沿った作付面積を確保する。また、当町の特色である環境保全型農法（有機栽培、特別栽培）による消費者ニーズと環境に配慮した安全・安心な米づくりを推進するとともに、高畠産米の国内外へのPRを図る「高畠産米応援プロジェクト」や高畠産のつや姫の品質向上とPRを目的とした「高畠つや姫ブランド確立対策協議会」の各種事業と連携し、つや姫や雪若丸を中心としたブランド化を図る。

(２) 備蓄米

主食用米の需要減が見込まれる中、主食用米にかわる作物として備蓄米の作付け

を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、主食用米にかわる作物として飼料用米の生産を推進する。また、県からの産地交付金を活用した作業の効率化及び生産コストの低減を図る。

イ 米粉用米

主食用米の需要減が見込まれる中、主食用米にかわる作物として米粉用米の作付けを推進し、新たな実需者の開拓を図る。

ウ 新市場開拓用米

主食用米と同じ生産が可能であり、コメ新市場開拓等促進事業や産地交付金を活用し、土づくり、共同防除、直播栽培等の生産性向上の取り組みを支援し、面積の維持、拡大を図る。

エ WCS 用稲

水田の有効活用や飼料自給率の向上を目指し、町内畜産農家と耕種農家が連携し作付面積の維持を図る。

オ 加工用米

コメ新市場開拓等促進事業や産地交付金を活用し、高品質かつ安定的な収量を確保できるよう、土づくりや共同防除、直播栽培等の生産性向上の取り組みを支援するとともに、安定した需給体制の構築を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆については、実需者ニーズを踏まえた品種構成と栽培技術の向上・平準化により、品質の向上及び収量の増加を目指す。

また、大豆に関しては、地場産業を含む大豆加工実需者との契約栽培を基本とした計画的な作付けにより、品質の確保と安定的な原料供給に努め、特産加工品の開発等需要の開拓により、農商工連携強化を図り、地域内での6次産業化及びブランド化を目指すとともに、生産から流通までの一貫した対応による生産の拡大を推進する。

飼料作物については、酪農を主体とする農業者や乳牛・肉用牛の飼育頭数に比較して自給率が低いことから、未利用となっている水田の有効活用と併せ、飼料作物の生産拡大による粗飼料の確保と自給率の向上を図る。さらに、耕種農家と畜産農家が連携し、たい肥の散布、稲わらの利用等の資源循環の取組拡大を図る。

(5) そば、なたね

そばについては、栽培期間が短く管理作業の省力化が図られることから、水田利用における土地利用型作物として戦略作物に位置づけ、作付けの推進を図る。

なお、作付けに際しては、湿害に弱いことから、作付ほ場における必要な排水対策（明渠排水、暗渠排水、心土破碎等）を徹底させ、さらには畑地化についても耕作者、地権者など地域で検討し、高品質かつ安定した収量の確保を図る。

なたねについては、取組なし。

(6) 地力増進作物

地力増進作物については、取組なし。

(7) 高収益作物

町では次の品目を地域振興重点品目に位置づけ、生産拡大を図る。

「アスパラガス」「えだまめ」については、JA を中心に振興部会を組織し生産拡大を図っており、「きゅうり」「たまねぎ」「トマト」「食用菊」「ナス」「さといも」「キャベツ」「ねぎ」とともに直売所や地場実需者への出荷・販売並びに地産地消の取り組みを推進する。

「啓翁桜」、「冬期出荷キャベツ」、「冬期出荷ねぎ」については、冬期間における農業所得確保の観点から振興作物として推進し、所得向上並びに周年農業の確立を目指す。

「ぶどう」は当町を代表する重要な作物であり、産地交付金を活用して初期投資経費の軽減を図る。

その他の野菜、その他の果樹、その他の作物についても作付を振興し、生産意欲持続を図り所得の向上を目指す。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和6年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,641.06	0	1,617	0	1,617	0
備蓄米	73.44	0	76	0	76	0
飼料用米	124.38	0	125	0	125	0
米粉用米	0.02	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	17.66	0	19	0	19	0
WCS用稲	45.25	0	46	0	46	0
加工用米	166.36	0	167	0	167	0
麦	3.00	0	3	0	3	0
大豆	117.16	0	120	0	120	0
飼料作物	188.27	0	192	0	192	0
・子実用とうもろこし	0.00	0	0	0	0	0
そば	97.44	0	99	0	99	0
なたね	0.00	0	0	0	0	0
地力増進作物	0.00	0	0	0	0	0
高収益作物	155.33	0	165	0	165	0
・野菜	74.55	0	81	0	81	0
・アスパラガス	4.14	0	5	0	5	0
・えだまめ	25.47	0	26	0	26	0
・きゅうり	5.10	0	5	0	5	0
・たまねぎ	0.68	0	1	0	1	0
・トマト	0.80	0	1	0	1	0
・食用菊	0.46	0	1	0	1	0
・ナス	9.38	0	10	0	10	0
・さといも	3.10	0	3	0	3	0
・キャベツ	1.02	0	2	0	2	0
・ねぎ	1.04	0	2	0	2	0
・冬期出荷キャベツ	0.84	0	2	0	2	0
・冬期出荷ねぎ	0.45	0	1	0	1	0
・その他野菜	22.07	0	22	0	22	0
・花き・花木	13.23	0	15	0	15	0
・啓翁桜	12.82	0	14	0	14	0
・その他花き・花木	0.41	0	1	0	1	0
・果樹	66.50	0	69	0	69	0
・ぶどう	38.09	0	39	0	39	0
・りんご	5.86	0	7	0	7	0
・その他果樹	22.55	0	23	0	23	0
・その他の高収益作物	1.05	0	1	0	1	0
・雑穀	1.05	0	1	0	1	0
その他	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

2,629.4

2,629.4

2,629.4

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績） 4 年度	目標値 5 年度
1	大豆	大豆収益性向上助成	平均単収 作付面積	170.5kg/10a -ha	200.0kg/10a 79.0ha
2	そば	そば収益性向上助成	取組面積 平均単収	75.9ha 46.2kg/10a	76.0ha 65.0kg/10a
3	えだまめ アスパラガス 啓翁桜	戦略作物助成	作付面積	23.2ha 3.1ha 0.3ha	24.0ha 3.5ha 0.5ha
4	きゅうり・たまねぎ・トマト・冬期出荷キャベツ・冬期出荷ねぎ・ぶどう	振興作物助成①	作付面積	6.4ha	5.9ha
4	食用菊・ナス・さといも・キャベツ・ねぎ・りんご	振興作物助成②	作付面積	4.0ha	4.1ha
4	1 助成対象者 需要者側（需要者又は実需者団体）へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約（令和5年度以降新たに結んだ3年以上の契約）に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農（複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。） 2 取組要件 （1）生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。 （2）販売契約書に各年度米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 （3）複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 （4）需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。	振興作物助成③	作付面積	10.2ha	11.0ha
5	大豆 そば	団地化助成	団地面積 平均単収	45.0ha 39.7ha 170.5kg/10a 46.2kg/10a	46.0ha 40.0ha 200kg/10a 65kg/10a
6	えだまめ	団地化助成	団地面積	9.7ha	10.0ha
7	飼料作物 WCS用稲	耕畜連携助成（資源循環）	取組面積	63.0ha 26.2ha	63.5ha 26.5ha
8	飼料用米の生産ほ場の稲わら	耕畜連携助成（わら利用）	取組面積	54.0ha	54.5ha
9	そば	そば振興助成	作付面積	92.5ha	93.0ha
10	新市場開拓用米	新市場開拓用米助成	取組面積	0.0ha	19.0ha
11	新市場開拓用米	複数年契約助成	取組面積 数量	3.0ha 18.0t	5.0ha 27.0t

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:山形県

協議会名:高畠町農業再生協議会

新様式(公表用)

整理番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	大豆収益性向上助成	1	3,500	大豆	生産性向上対策等
2	そば収益性向上助成	1	10,000	そば	生産性向上対策等
3	戦略作物助成(重点品目野菜・花き)	1	15,000	アスパラガス・えだまめ・啓翁桜	作付面積に応じて支援
4	振興作物助成①	1	7,000	きゅうり・たまねぎ・トマト・冬期出荷キャベツ・冬期出荷ねぎ・ぶどう	作付面積に応じて支援
4	振興作物助成②	1	4,000	食用菊・ナス・さといも・キャベツ・ねぎ・りんご	作付面積に応じて支援
4	1 助成対象者 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和5年度以降新たに結んだ3年以上の契約)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。) 2 取組要件 (1)生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。 (2)販売契約書に各年度米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 (3)複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 (4)需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。	1	2,000	その他野菜・果樹・花き・花木・雑穀(具体的作物は別紙4のとおり)	作付面積に応じて支援
5	団地化助成(大豆・そば)	1	2,000	大豆・そば	団地面積に応じて支援(別紙1のとおり)
6	団地化助成(園芸)	1	2,000	えだまめ	団地面積に応じて支援(別紙1のとおり)
7	耕畜連携助成(資源循環)	3	10,000	飼料作物、WCS用稲	資源循環の取組へ支援
8	耕畜連携助成(わら利用)	3	10,000	飼料用米	わら利用の取組へ支援
9	そば振興助成	1		そば	作付面積に応じて支援
10	新市場開拓用米助成	1		新市場開拓用米	作付面積に応じて支援
11	複数年契約助成	1		新市場開拓用米	複数年契約へ支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙4) その他野菜、その他果樹、その他作物

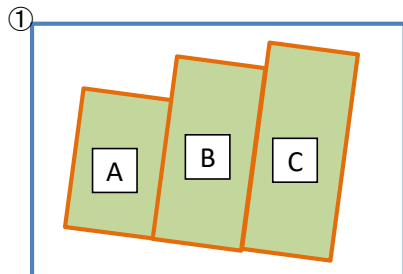
その他野菜	その他果樹	その他花き・花木	その他の高収益作物
ゲンキナ	西洋なし	アスター	アワ
ピーマン	おうとう	菊	キビ
かぼちゃ	もも		
すいか			
メロン			
はくさい			
だいこん			
にんじん			
とうもろこし			
ばれいしょ			
唐がらし(南蛮)			
つけな類(青菜)			
ふき			
青さやえんどう			
わらび			
たらの芽			
おかひじき			
モロヘイヤ			
菜の花(莖立)			
マコモダケ			
青さやいんげん			
にんにく			
ニラ			

同一の農業者によって経営（農作業受託は除く）される2筆以上の農地がまとまりを構成し、以下の面積要件を達成すること。

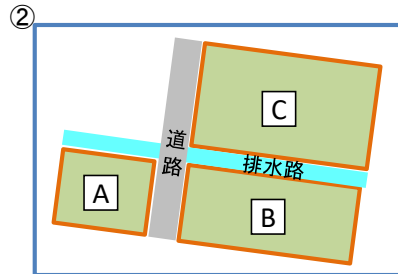
【団地化面積要件】

○大豆・そば：1ha ○えだまめ：0.5ha

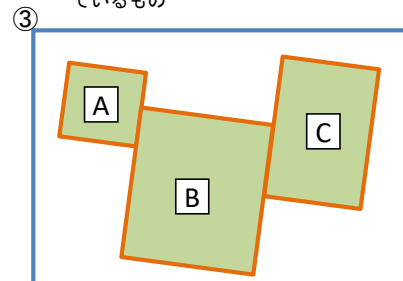
2筆以上の農地がまとまりを構成しているとは、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合。



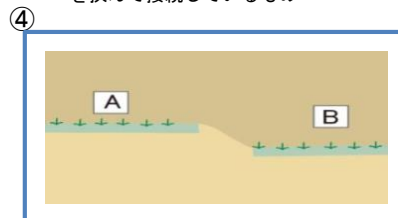
2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



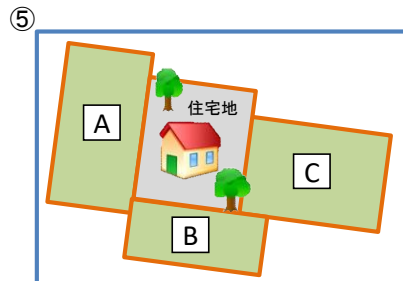
2筆以上の農地が道路又は水路等を挟んで接続しているもの



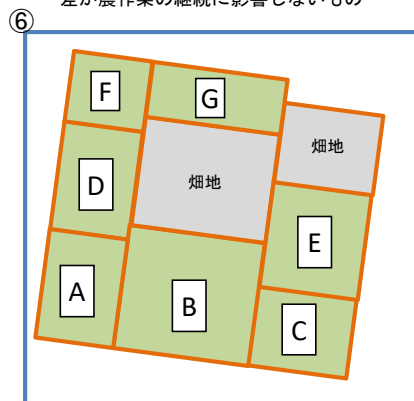
2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの



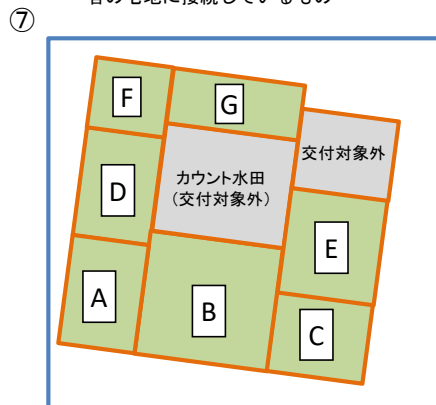
段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの



2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの



畑作物の直接支払交付金面積払（営農継続支払）の交付対象となる水田及び畑地で団地を構成し、そのうち概ね8割は水田で構成をしているもの。



交付対象農地から除外されている面積（カウント水田等の永年転作等）についても、団地を構成する農地とすることができる。ただし、交付対象となる面積は交付対象農地（A～G）の合計面積とし、交付対象から除外されている面積は含まない。

⑧

そのほか団地化構成については、団地化計画書及び圃場位置図等を協議会と確認のうえ、協議会が団地化と認めるもの。